

愛国学園大学人間文化研究紀要規程

(目的)

第1条 この規程は、愛国学園大学（以下、「本学」という）人間文化学部における研究成果の発表に関する事項を定め、本学における研究成果を広く内外に発表、紹介することを目的とする。

(誌名)

第2条 愛国学園大学人間文化研究紀要（以下「紀要」という。）と称する。

(発行)

第3条 紀要の発行は、原則として毎年3月とする。

(投稿資格)

第4条 投稿者は、原則として本学の教職員とする。ただし、本学関係者の投稿、本学教職員を第一執筆者とす連名の投稿を認めることができる。

(投稿原稿)

第5条 投稿原稿は未発表のものに限る。

2 掲載原稿は、論文、研究ノート、資料紹介とし、その他については、本学附属図書館運営委員会委員長及び委員により構成される紀要編集委員会（以下「編集委員会」という。）が決定する。

3 原稿の使用言語は日本語もしくは欧文とする。原稿の字数は、注、文献リストを含め、原則として日本語の場合は24,000字以内、欧文の場合は、10,000語以内とする。ただし、図表は原稿の字数に含めないが、特に多数になる場合には、事前に編集委員会に相談することとする。

4 いずれの言語の場合も、日本語と欧文の題目を添付すること。

5 注、文献リスト等の様式は、当該専門分野の学術誌に準ずるものとする。

6 投稿原稿は完成原稿とし、電子記録媒体と打ち出し原稿とを編集委員会に提出する。

(掲載論文の選定)

第6条 投稿原稿の採否は編集委員会が決定する。

(抜刷)

第7条 執筆者には抜刷を50部まで無料で配布する。所定の部数を超えて希望する場合は追加分を自己負担とする。

(細目)

第8条 投稿論文の執筆要領、編集日程等の事項については、編集委員会が別に定める。

(規程の改正)

第9条 本規程の改正は、教授会の議を経て変更することができる。

(事務)

第10条 紀要発行に伴う事務は、図書館事務室が行う。

(著作権)

第11条 掲載原稿の著作権は、本学人間文化学部に帰属する。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成10年度に限り第5条第4項の規定にかかわらず投稿原稿の締切は10月末とし、原稿の締切は12月末とする。

3 紀要編集委員会は、当分の間図書委員会が代って行う。

附 則

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。